

千代田区公共建築物等における木材利用推進ガイドライン

第1 趣旨

1. 目的

本ガイドラインは、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成22年法律第36号)」に基づく、「建築物における木材の利用の促進に関する基本方針(令和3年10月1日木材利用促進本部決定)」に即して、千代田区(以下「区」という。)における公共建築物等の木材利用推進に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2. 木材利用の意義

これまで木材利用が低位であった中高層建築物を含め建築物全体に木材利用を促進していくことにより、次に掲げる事項の実現に資することが期待される。

(1) 森林における造林、保育及び伐採、木材の製造、建築物等における木材の利用並びに森林における伐採後の造林という循環が持続的に行われ、森林による二酸化炭素の吸収作用の保全及び強化を図ることにより、脱炭素社会の実現に寄与する。

(2) 製造過程における多量の二酸化炭素の排出等による環境負荷の程度が高い資材又は化石資源に代替して、森林から再生産することが可能である木材を利用することで二酸化炭素の排出抑制その他環境負荷低減に寄与する。

(3) 森林の有する環境保全、水源の涵養その他の多面的機能が持続的に発揮されるとともに、林業及び木材産業の持続的かつ健全な発展に寄与する。

第2 建築物における木材利用推進のための基本的事項

1. 用語

この方針に使用する用語の定義は次のとおりとする。

(1) 木材 国内で生産された木材をいう。

(2) 建築物 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。

(3) 公共建築物 区が管理を行う建築物(区の委託により管理される建築物を含む)をいう。

(4) 協定自治体 木材利用に関する協定を区と締結した地方自治体をいう。

(5) 協定木材 協定自治体から産出された木材をいう。

(6) 建築 新築、増築、改築、又は改修をいう。

(7) 木質化 建築物の内装及び外装の全部又は一部に木材を使用することをいう。

(8) 木造化 建築物の主要構造部(柱、屋根、壁、床、梁等)の全部又は一部に木材を使用することをいう。

(9) 公共工作物 区が事業主体となり施行する道路、公園等に係る工事により整備される工作物をいう。

2. 木材利用の推進

区は、木材利用の推進に当たり、木材の持つ良さや木材利用の意義について、区民等に対し啓発及び普及の推進に努めるものとする。

また、国や関係自治体等と連携を緊密にすることにより、建築物における木材利用が推進されるよう、情報の提供等に取り組むものとする。

第3 区が整備する公共建築物等における木材利用の推進

公共建築物等を建築するに当たっては、積極的に木材を利用した方法を採用し、次に掲げるとおり木材製品の仕様に努めるものとする。この場合において、協定木材を優先的に活用する。

(1) 公共建築物

施設の特性を踏まえて積極的に木材を使用し建築物の木質化、木造化を図る。ただし、次に掲げる場合は、これを適用しない。

ア 建築基準法(昭和25年法律第201号)、消防法(昭和23年法律第186号)等の法令、施設設置基準等により適当でないと認められる場合

イ 施設の利用目的、安全性、維持管理等を考慮して困難と認められる場合

ウ その他木質化及び木造化が困難と認められる場合

(2) 公共工作物

公共工作物の整備に当たっては、木材及び木材を活用した木製品を積極的に使用する。ただし、次に掲げる場合は、これを適用しない。

ア 工作物の利用目的、安全性、維持管理等を考慮して困難と認められる場合

イ その他木製品の使用が困難と認められる場合

(3) 備品及び消耗品

公共建築物の什器等の備品及び文具類等の消耗品は、木材を利用したものを積極的に調達する。

(4) 木材利用の目標

公共建築物の木質化又は木造化など木材の使用に当たっては、床面積1㎡当たり0.005㎡以上を満たすよう、できる限り木材を利用する。

第4 木材利用の推進

区は、木材利用を推進するため、次に掲げる事項を実施する。

(1) 公共建築物の整備を計画する所管課は、基本計画及び基本設計の段階で木質化や木造化について環境政策課と協議を行い、助言を受けるものとする。

(2) 公共工作物の整備を計画する所管課は、木質化や木造化について環境政策課と協議を行い、助言を受けるものとする。

(3) 環境政策課は、区長をトップとする地球温暖化対策推進本部に進捗状況を報告するものとする。

付 則

このガイドラインは令和6年4月1日から施行する。